

## 第四章 処理業者の「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由の解明

### 4-1 はじめに

本章では、前章では解明できなかった処理業者の評価制度への取り組みの詳細な実態についてアンケート調査によって解明する。

### 4-2 調査目的

処理業者の「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由を明らかにすること。

### 4-3 調査方法

#### 4-3-1 調査対象

産廃情報ネット上に情報開示している処理業者 1278 社（2006 年 6 月～9 月）のうち HP に連絡先が明記されている業者 463 社を対象とした。

#### 4-3-2 実施方法

463 社を対象に、メールによるアンケート調査を実施した。そして、Excel を利用し、データを集計した。

#### 4-3-3 調査期間

2006 年 11 月初旬～12 月中旬

### 4-4 回答結果

463 社に調査票(付録参照)をメールで送付・送信し、回答があった業者数は 81 社であった。

### 4-5 調査項目

以下の各評価項目に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさを 5 段階評価( とても公開しやすい やや公開しやすい 普通 やや公開しにくい とても公開しにくい)で回答していただいた。そして、 または とお答えいただいた方には、併せて情報を公開しにくい理由もお教えいただいた。

また、以下の各評価項目に関して、「評価制度での情報公開」の有無・予定を(すでに情報公開している 今後、情報公開していく予定 今後、情報公開していく予定はない)で回答していただいた。

会社情報

許可の内容

施設及び処理の状況

- ・ 事業の用に供する施設の概要
- ・ 事業場の処理工程図
- ・ 最終処分までの処理工程
- ・ 処理の実績
- ・ 処理施設の維持管理に関する記録

財務諸表

料金の提示方法

組織体制

- ・ 社内組織
- ・ 環境保全技術に関する資格取得状況
- ・ 産業廃棄物関係講習会の受講状況

地域融和

#### 4-6 分析方法

返信されたアンケートについて、単純集計を行った。

#### 4-7 アンケート調査結果

##### 4-7-1 会社情報

会社情報に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて次の質問をした。

問 1.会社情報に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-1 に示す。

表 4-1 会社情報の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	会社情報
1.とても公開しやすい	19 / 81社 = 23.4%
2.やや公開しやすい	14 / 81社 = 17.3%
3.普通	42 / 81社 = 51.9%
4.やや公開しにくい	6 / 81社 = 7.4%
5.とても公開しにくい	0
該当せず	0
無回答	0

〔結果と考察〕

表 4-1 から、普通 51.9%、とても公開しやすい 23.4%、やや公開しやすい 17.3%と会社情報に関する情報は情報公開しやすいことがわかる。

このことは、三章の会社情報に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった会社情報に関する情報を公開しにくい理由を見る。

会社情報の情報を公開しにくい理由として、表 4-2 のようなことがあがった。

表 4-2 会社情報について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 6 社

有効回答( 1 )
・ 事業内容が書きにくい
不適切な回答(5)
・ 決算書の開示
・ 財務諸表などを、公開するため
・ 弊社のような小企業ですと財務諸表と年間の処理量から単価が推測できてしまいます。
・ 会社の財務状態等の情報公開がしにくいですね

〔結果と考察〕

表 4-2 から、会社情報の項目に関して、事業内容が書きにくいという意見があった。事業内容は、会社情報の評価基準の中に含まれる。事業内容を公開するにあたって、頻繁に事業が変更している企業、産廃処理事業以外の事業と兼業している企業などにとっては、情報を公開することが困難であることが予想される。

会社情報の項目に関して、情報公開しにくい理由として回答数 6 の中、有効回答数 1 と会社情報の項目には不適切な意見が目立った。制度は始まったばかりということもあり、まだ制度の詳細が完全には浸透していないということが言えるかもしれない。

#### 4-7-2 許可の内容

許可の内容に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問2.許可の内容に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表4-3に示す。

表4-3 許可の内容の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	許可の内容
1.とても公開しやすい	21 / 81社 = 25.9%
2.やや公開しやすい	5 / 81社 = 6.2%
3.普通	41 / 81社 = 50.6%
4.やや公開しにくい	11 / 81社 = 13.6%
5.とても公開しにくい	3 / 81社 = 3.7%
該当せず	0
無回答	0

#### 〔結果と考察〕

表4-3から、普通が約半数と1番多く。あとは、とても公開しやすいが25.9%、やや公開しにくい13.6%、やや公開しやすい6.2%、とても公開しにくい3.7%とばらつきがある。

三章の情報整理の結果では、許可証の記載事項の項目に関して、情報開示ありが約6割、情報開示なしが約4割と情報開示しにくいところがあるのではないかとわかっている。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった許可の内容の情報を公開しにくい理由を見る。

許可の内容の情報を公開しにくい理由として、表4-4のようなことがあがった。

表 4-4 許可の内容について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 13 社

<p>フォーマットについて(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可証の写しを添付する際 PDF ファイル形式しか使用できないこと</li> <li>・ 許可証をリンクで貼り付けてますが、その証明を受けるのが難しい</li> <li>・ 基本的なフォームがないため</li> <li>・ 収運・処分予想が表形式になっていない為。</li> </ul>
<p>許可が多いため(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何十か所も許可を持っている場合に、登録や画像スキャンするだけでも手間がかかりそう。</li> <li>・ 許可を取得している地域が多いため、一覧表を作成せざるを得なかったため</li> <li>・ 許可都道府県が多く、公開量が多いため。産廃ネットは情報UPしにくい。</li> </ul>
<p>更新について(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更の都度更新しなければならないため。</li> <li>・ 許可が多いと許可の更新のたびに、この制度の更新を行わなければならない</li> </ul>
<p>行政によって対応が異なる、記載すべき内容があいまい(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政のこの制度に対する理解度低く、お役所仕事で条文を重視するため、「事業計画」などは、産廃情報ネットで一般的に公開されている内容だと足りないと言われたりして、どこまで書けば良いのか判断に困る。</li> </ul>

〔結果と考察〕

・ 行政のこの制度に対する理解度低く、お役所仕事で条文を重視するため、「事業計画」などは、産廃情報ネットで一般的に公開されている内容だと足りないと言われたりして、どこまで書けば良いのか判断に困る。

この意見からわかる一番の問題は、自治体によっては評価制度をしっかりと理解していないまま運用しているということである。これでは、処理業者が評価制度に取り組んだところで、意味がない。また自治体によって、対応にばらつきがあるということも問題である。

また、全体的に多かった意見として、多数の地域で許可を取得している業者にとって、許可の内容の項目は情報の公開量が多く、産廃情報ネットにすべての情報をUPすることは困難であるということがある。

具体的に情報をUPしにくい理由として、許可証の写しを添付する際 PDF ファイル形式しか使用できないことや、ファイルが1つしか貼り付けられないので、更新時にファイルを作り直して貼り付ける作業が大変であるといったようなことがある。

それに加え、許可が多いと許可の更新のたびに、この制度の更新を行わなければならないといったようなこともある。

これらの改善策として、許可証の記載事項はチェックボックス式になると簡単である、複数のファイルが貼り付けられるようになれば更新等の変更が容易であるといったような意見もある。

以上の処理業者が考える問題点・改善策を踏まえ、許可の内容の項目に関しては、より処理業者が情報公開に取り組み易くする仕組みが必要であると考えます。

#### 4-7-3 施設及び処理の状況

##### 4-7-3-1 事業の用に供する施設の概要

事業の用に供する施設の概要に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問3.事業の用に供する施設の概要に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えください。

回答結果を表 4-5 に示す

表 4-5 事業の用に供する施設の概要の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	事業の用に供する施設の概要
1.とても公開しやすい	16 / 81社 = 19.8%
2.やや公開しやすい	4 / 81社 = 4.9%
3.普通	47 / 81社 = 58.0%
4.やや公開しにくい	10 / 81社 = 12.3%
5.とても公開しにくい	3 / 81社 = 3.7%
該当せず	0
無回答	1 / 81社 = 1.2%

#### 〔結果と考察〕

表 4-5 から、普通 58.0%、とても公開しやすい 19.8%、やや公開しにくい 12.3%と意見が分かれた。

表 4-5 から、事業の用に供する施設の概要に関する情報は情報公開しにくいといったことはさほど読み取れない。

三章の事業の用に供する施設の概要に関する情報公開の有無からは、この項目の情報を公開することは比較的困難であるということがわかっている。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった事業の用に供する施設の概要に関する情報を公開しにくい理由を見る。

事業の用に供する施設の概要に関する情報を公開しにくい理由として、表 4-6 のようなことがあがった。

表 4-6 事業の用に供する施設の概要について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 12 社

施設について(4)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等が複雑であるため。</li> <li>・ 複数県にわたり、複数の施設を有するため。</li> <li>・ 処理設備が多く、表現が難しい。</li> <li>・ 種類が多い</li> </ul>
フォーマットについて(4)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーマットがない</li> <li>・ 添付ばかりになり、一覧で表示されない。</li> <li>・ 入力文字数に制限がある。当社の場合、施設数が多く入力に限界が来ている。</li> </ul>
記載すべき内容があいまい(2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載内容がどこまで要求されているのかが不明確である。</li> <li>・ 許可証に記載されているものと基本的に同じものであるため、二度手間になってしまっている。</li> </ul>
行政によって対応が異なる(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各該当行政によって、記入基準が異なる為。</li> </ul>
更新について(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内での実務で管理している処理実績が1年であるのに6月毎に変更しなくてはならず、開示の為に資料作成が必要</li> </ul>

#### 〔結果と考察〕

表 4-6 から、事業の用に供する施設の概要の項目に関して、処理業者にとって情報公開しにくいさまざまな問題点があることがわかった。中でも重要であると考えられる行政によって対応が異なると施設・フォーマットについて触れる。

行政によって記入基準が異なるとは、複数県に渡り許可を取得している業者にとっては混乱を招く恐れがある。本来、評価制度は統一されたものであるはずなのに、行政によって対応が違うということは問題である。

次に施設・フォーマットについて表 4-6 から、処理施設が多い場合、すべての情報を公開することは作業量的に大変であることがうかがえる。

改善案として、車両に関する入力欄についても『許可の内容』のように画像または PDF などのファイルで公開できるようにしたほうが楽であるという意見があった。

処理業者がより情報を公開しやすくするために、フォーマットに関して工夫する必要があるかもしれない。

#### 4-7-3-2 事業場の処理工程図

事業場の処理工程図に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。問

4.事業場の処理工程図に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-7 に示す。

表 4-7 事業場の処理工程図の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	事業場の処理工程図
1.とても公開しやすい	12 / 81社 = 14.8%
2.やや公開しやすい	5 / 81社 = 6.2%
3.普通	44 / 81社 = 54.3%
4.やや公開しにくい	7 / 81社 = 8.6%
5.とても公開しにくい	3 / 81社 = 3.7%
該当せず	6 / 81社 = 7.4%
無回答	4 / 81社 = 4.9%

#### 〔結果と考察〕

表 4-7 から、普通 54.3%、とても公開しやすい 14.8%あとは意見が分かれた。該当せずと無回答が合わせて 10 社と比較的多かったのは、収集運搬業のみの業務なのでこの項目には該当しないということである。

表 4-7 から、事業場の処理工程図に関する情報は情報公開しにくいといったことはさほど読み取れない。

三章の事業場の処理工程図に関する情報公開の有無からは、この項目の情報を公開することは困難であるということがわかっている。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった事業場の処理工程図に関する情報を公開しにくい理由を見る。

事業場の処理工程図に関する情報を公開しにくい理由として、表 4-8 のようなことがあった。

表 4-8 事業場の処理工程図について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 10 社

<p>情報漏洩の一面がある(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できれば非公開としたい工程上の独特の技術・ノウハウ等が随所にある</li> <li>・ 中間処理から最終処分に至る部分は、所謂ノウハウ（顧客には知らせているものの同業他社には知らせたくない当社独自の処理工程）に関する情報も含まれているから</li> <li>・ 同業他社に知られたくないような、内容を含むため。</li> <li>・ 弊社のノウハウに係るところでもあり、公開しにくいこともある。</li> <li>・ 同業者にもフローが知られる為。</li> </ul>
<p>処理工程が複雑であるため(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理工程を図で表すのが複雑であるため</li> <li>・ 複数県にわたり、複数の施設を有するため。</li> <li>・ 種類が多い</li> <li>・ 同じ種類の廃棄物であっても、含有物によって処理方法が焼却になったり、中和になったり、様々である。種類別の処理工程図を蚊苦とすると、膨大なフロー図になってしまうため、弊社ではある程度種類をまとめて工程図を作成している。</li> </ul>
<p>フォーマットについて(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付ばかりになり、一覧で表示されない。</li> </ul>

#### 〔結果と考察〕

表 4-8 から、事業場の処理工程図の項目に関して、情報公開しにくい問題点を大きくわけて 3 つに分けた。その中でも重要であると考えた問題点を以下に示す。

- ・ できれば非公開としたい工程上の独特の技術・ノウハウ等が随所にある。
- ・ 中間処理から最終処分に至る部分は、所謂ノウハウ（顧客には知らせているものの同業他社には知らせたくない当社独自の処理工程）に関する情報も含まれているから。

以上のような、ノウハウを公開したくないという意見が多数あった。より詳しく情報公開することで、それを見る排出事業者選ばれやすくなる。その一方で、同業他社にノウハウを知られる恐れがある。ここに矛盾が生じている。

結局のところ、排出事業者がどれだけ、この評価制度のことを理解し、利用しているのかということが処理業者にとっては重要になってくると考える。

#### 4-7-3-3 最終処分までの処理工程

最終処分までの処理工程に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問5.最終処分までの処理工程に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えください。

回答結果を表4-9に示す。

表4-9 最終処分までの処理工程の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	最終処分までの処理工程
1.とても公開しやすい	10 / 81社 = 12.3%
2.やや公開しやすい	5 / 81社 = 6.2%
3.普通	40 / 81社 = 49.4%
4.やや公開しにくい	12 / 81社 = 14.8%
5.とても公開しにくい	2 / 81社 = 2.5%
該当せず	5 / 81社 = 6.2%
無回答	7 / 81社 = 8.6%

#### 〔結果と考察〕

表4-9から、普通49.4%、やや公開しにくい14.8%、とても公開しやすい12.3%と意見が分かれた。該当せずと無回答が合わせて12社と比較的多かったのは、収集運搬業のみの業務なのでこの項目には該当しないということである。

表4-9から、最終処分までの処理工程に関する情報は情報公開しにくいといったことは読み取れない。

三章の最終処分までの処理工程に関する情報公開の有無からは、この項目の情報を公開することは困難であるということがわかっている。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった最終処分までの処理工程に関する情報を公開しにくい理由を見る。

最終処分までの処理工程に関する情報を公開しにくい理由として、表4-10のようなことがあがった。

表 4-10 最終処分までの処理工程について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 15 社

<p>情報漏洩の一面がある(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できれば非公開としたい工程上の独特の技術・ノウハウ等が随所にある</li> <li>・ 弊社のノウハウに係るところでもあり、公開しにくいこともある。</li> <li>・ 同業者にもフローが知られる為。</li> <li>・ 調べれば、リサイクル率が明らかになる。いつも数字が良いとは限らないので。</li> </ul>
<p>処理工程が複雑であるため(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終処分までのフローが複雑であり、記載し難いため。</li> <li>・ 種類が多い</li> <li>・ 複数県にわたり、複数の施設を有するため。</li> </ul>
<p>処理を委託する業者について(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売却先まで公表するのか否か・・・という点に疑問視する。</li> <li>・ 最終処分場の名称まで必要なため先方の了解が必要となるため。</li> </ul>
<p>更新について(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最終処分までの処理工程」は、多々変更がある場合があり、変更の都度更新しなければならぬため</li> <li>・ 最終処分場の追加、品目の追加時に、都度変更しなければならぬため</li> </ul>
<p>フォーマットについて(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付ばかりになり、一覧で表示されない。</li> </ul>

〔結果と考察〕

表 4-10 から、最終処分までの処理工程の項目に関して、情報公開しにくい問題点として様々なことがあがった。その中でも重要であると考え、処理を委託する業者についてとノウハウについて触れる。

まず処理を委託する業者について、売却先まで公表するのか否か・・・という点に疑問視するといったような意見があがった。このことに関して情報公開するには、先方の了解が必要であるという面はあるが、情報公開することで排出事業者が安心して処理を委託されるといったメリットが期待できる。

次にノウハウについて、

- ・ できれば非公開としたい工程上の独特の技術・ノウハウ等が随所にある。
- ・ 弊社のノウハウに係るところでもあり、公開しにくいこともある。
- ・ 同業者にもフローが知られる為。

以上のような意見が多かった。事業場の処理工程図の項目と同じような意見である。情報公開をすることで、同業他社にノウハウが知られる以上のメリットが処理業者にはあるのかが問題である。

処理を委託する業者についても、ノウハウについてもそうであるが、処理業者にとって情報公開することで商売上多少のリスクを伴う情報がある。情報公開することで、リスクを背負うだけの、十分なメリットは得られるのか。

前項目でも述べたが、結局のところ、排出事業者がどれだけ、この評価制度のことを理解し、利用しているのかというところが処理業者にとっては重要になってくると考える。

#### 4-7-3-4 処理の実績

処理の実績に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問6.処理の実績に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-11 に示す。

表 4-11 処理の実績の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	処理の実績
1.とても公開しやすい	10 / 81社 = 12.3%
2.やや公開しやすい	6 / 81社 = 7.4%
3.普通	41 / 81社 = 50.6%
4.やや公開しにくい	14 / 81社 = 17.3%
5.とても公開しにくい	4 / 81社 = 4.9%
該当せず	3 / 81社 = 3.7%
無回答	3 / 81社 = 3.7%

#### 〔結果と考察〕

表 4-11 から、普通 50.6%、やや公開しにくい 17.3%と処理実績に関する情報は情報公開しにくいことがわかる。

このことは、三章の処理実績に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった処理実績に関する情報を公開しにくい理由を見る。

処理実績に関する情報を公開しにくい理由として、表 4-12 のようなことがあがった。

表 4-12 処理の実績について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 18 社

<p>情報漏洩の一面がある(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入量から中間処理、リサイクル量、最終処分すべてについて搬出先までの情報を公開することは、自社で構築した処理システムを、同業他社に教えることになり、事業収益に影響がでる。</li> <li>・ 処理能力を取引会社や同業者に知られたくないため。鉄や非鉄などの有価物の販売価格交渉に弊害がある。処理実績を公開することで会社の運営状況を予測させてしまう。</li> <li>・ 処理実績と財務諸表から処理単価がすぐ分かるから。</li> <li>・ 処理実績の公開が顧客管理に通じる。</li> </ul>
<p>更新について(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年 1 回の更新で十分と思う</li> <li>・ 社内での実務で管理している処理実績が 1 年であるのに 6 月毎に変更しなくてはならず、開示の為に資料作成が必要</li> </ul>
<p>フォーマットについて(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーマットなどがあればもっと公開しやすくなる。</li> <li>・ 缶、本等で受けているものについて、データをそのまま乗せられない。(変換する必要がある)</li> <li>・ 添付ばかりになり、一覧で表示されない。</li> <li>・ 記載欄の書き込み可能文字数制限が少ない</li> </ul>
<p>記載すべき内容があいまい(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの程度まで記入すればよいのか理解しにくい。</li> <li>・ 公開様式がほぼ任意のため</li> </ul>
<p>行政によって対応が異なる(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が自治体によって異なる</li> </ul>
<p>廃棄物を種類ごとにわけられないため(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実には、廃棄物の種類ごとには分けられない。RPF 事業をしているので、廃棄物が混載で入荷するため。</li> </ul>

〔結果と考察〕

表 4-12 から、処理の実績の項目に関して、処理業者にとって情報公開しにくい様々な問題点があるということがわかる。その中でも重要であると考えられる情報漏洩の一面があるについて触れる。

処理実績の情報を公開することで、明らかになることをアンケート結果からまとめると、ノウハウ、会社の運営状況、処理単価、顧客情報などである。

処理実績を公開することで、見る人が見ればさまざまなことがわかっていくということがわかる。つまり処理業者にとっては、商売上多少のリスクを伴う。

前項目でも述べたが、結局のところ、排出事業者がどれだけ、この評価制度のことを理解し、利用しているのかということが処理業者にとっては重要になってくると考える。

#### 4-7-3-5 処理施設の維持管理に関する記録

処理施設の維持管理に関する記録に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問7.処理施設の維持管理に関する記録に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えください。

回答結果を表 4-13 に示す。

表 4-13 処理施設の維持管理に関する記録の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	処理施設の維持管理に関する記録
1.とても公開しやすい	7 / 81社 = 8.6%
2.やや公開しやすい	6 / 81社 = 7.4%
3.普通	45 / 81社 = 55.6%
4.やや公開しにくい	1 / 81社 = 1.2%
5.とても公開しにくい	2 / 81社 = 2.5%
該当せず	8 / 81社 = 9.9%
無回答	12 / 81社 = 14.8%

#### 〔結果と考察〕

表 4-13 から、普通と回答した業者が 55.6%と一番多く、あとは意見が分かれた。該当せずと無回答が合わせて 20 社と比較的多かったのは、収集運搬業のみの業務なのでこの項目には該当しないということである。

表 4-13 からは、処理施設の維持管理に関する記録についての情報は情報公開しにくいといったことは読み取れない。

三章の処理施設の維持管理に関する記録についての情報公開の有無からは、この項目の情報を公開することは困難であるということがわかっている。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった処理施設の維持管理に関する記録についての情報を公開しにくい理由を見る。

処理施設の維持管理に関する記録についての情報を公開しにくい理由として、表 4-14 のようなことがあがった。

表 4-14 処理施設の維持管理に関する記録について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 4 社

記載すべき内容があいまい(2)
・ どれだけのものを公表すべきなのか・・・という点が、曖昧である。
・ どのレベルを「維持管理」とするかの境界線がないので。
フォーマットについて(2)
・ 添付ばかりになり、一覧で表示されない。

#### 〔結果と考察〕

表 4-14 から、処理施設の維持管理に関する記録について情報公開しにくい問題点は、2 つある。1 つは、処理施設の維持管理に関する記録の項目に関して、どこまでの情報を公開すれば良いのかということ。もう 1 つは、添付ばかりになり、一覧で表示されないということである。

処理施設の維持管理に関する記録の項目に関して、どこまでの情報を公開すれば良いのかということだが、このことは処理業者・行政ともに評価制度をしっかりと理解していないことが原因であると考えられる。産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説には、処理施設の維持管理に関する記録の評価基準は、産業廃棄物処理施設を設置している場合には、直前 1 年間分の施設維持管理の記録の情報を公開していることであるということが記載されているし、さらに詳しくも記載されている。処理業者・行政ともに、評価制度への取り組みに力を入れるべきである。

もう 1 つ問題点として、添付ばかりになり、一覧で表示されないという意見がある。これは実際に情報開示システムを利用してみてわかることだが最もな意見である。処理業者にとっては、情報公開するために大変な作業量がかかる、見る側にとっても、見にくいところがある。情報公開の仕方について工夫される必要があるかもしれない。

#### 4-7-4 財務諸表

財務諸表に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問8.財務諸表に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

表 4-15 に回答結果を示す。

表 4-15 財務諸表の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	財務諸表
1.とても公開しやすい	10 / 81社 = 12.3%
2.やや公開しやすい	8 / 81社 = 9.9%
3.普通	35 / 81社 = 43.2%
4.やや公開しにくい	15 / 81社 = 18.5%
5.とても公開しにくい	11 / 81社 = 13.6%
該当せず	1 / 81社 = 1.2%
無回答	1 / 81社 = 1.2%

#### 〔結果と考察〕

表 4-15 から、普通 43.2%、とても公開しにくい 13.6%、やや公開しにくい 18.5%と財務諸表に関する情報は情報公開しにくいことがわかる。

このことは、三章の財務諸表に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった財務諸表に関する情報を公開しにくい理由を見る。

財務諸表に関する情報を公開しにくい理由として、表 4-16 のようなことがあがった。

表 4-16 財務諸表について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 27 社

財務諸表は公開したくない(7)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表の公開には抵抗があります</li> <li>・ 不正を防ぐためということは理解できるが、基本的にはプライベートなことだと思う。売上高を提示するならまだしも、何故、財務諸表の全容を公表しなければならないのかと</li> <li>・ あまり誇れる数字ではないから</li> </ul>
フォーマットについて(6)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベースのひな形がないため、混乱した</li> <li>・ 添付の際 PDF ファイル形式しか使用できない、一覧で表示されない。実際に管理している財務諸表では項目が煩雑となり、結局は開示用に集約した表</li> <li>・ を開示の為だけに作成する必要がある</li> </ul>
評価したいことがわからない(5)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真面目に処理するとの相関関係が希薄である。</li> <li>・ どこまでの財務諸表を公開するかで悩む。当社は産廃以外の売上が6割あるため、産廃の事業がどうなのかは財務諸表からは読み取りにくい。</li> <li>・ 専業・兼業の違いがあるのに、なんの評価をしたいのかわからない。</li> <li>・ もともとの財務体系が、仕入れ、売り上げというように単純に分類されるものではないから。</li> </ul>
財務内容を知れる為、情報漏洩の一面を持っている。(4)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材価格の変動や仕入れ価格の競争などで事業も左右されやすいため。取引先から間違った取引先選択の条件にされるおそれがある。財務で大手の競合会社との比較をされることは中小企業にとっては不利である。</li> <li>・ 処理実績と財務諸表から処理単価がすぐ分かるから。</li> <li>・ 経営状態があからさまに解るので。</li> </ul>
悪用される恐れがある(4)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合やその上部団体等より悪用される恐れがある。</li> <li>・ 利益が多い場合、右翼や暴力団等の標的にされる恐れがあるため</li> <li>・ 会社の利益状況がわかってしまい、顧客から値引き交渉等がありうる。</li> </ul>

〔結果と考察〕

表 4-16 から、財務諸表の項目に関して、処理業者にとって情報公開しにくいさまざまな問題点があることがわかる。

表 4-16 からわかるように、全体的に処理業者にとって、財務諸表の情報を公開することには抵抗があるということがわかる。しかし、財務諸表の情報を公開することは、信頼できる良質なサービスを売るビジネスとしては当然のことであるので、今まで以上に情報公開されることが望まれる。処理業者がより情報公開しやすくなるための工夫が必要かもしれない。

その点で、フォーマットに関しては、ワード並びにエクセルによる貼り付けが可能ならば、もっと見やすく又多くの方が開示する、記載内容範囲について財務諸表の標準フォームを表示し、その表に記入するのが良いのではないかといった改善案があった。

#### 4-7-5 料金の提示方法

料金の提示方法に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問9.料金の提示方法に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-17 に示す。

表 4-17 料金の提示方法の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	料金の提示方法
1.とても公開しやすい	7 / 81社 = 8.6%
2.やや公開しやすい	7 / 81社 = 8.6%
3.普通	33 / 81社 = 40.7%
4.やや公開しにくい	18 / 81社 = 22.2%
5.とても公開しにくい	14 / 81社 = 17.3%
該当せず	0
無回答	2 / 81社 = 2.5%

#### 〔結果と考察〕

表 4-17 から、普通 40.7%、とても公開しにくい 17.3%、やや公開しにくい 22.2%と料金の提示方法に関する情報は情報公開しにくいことがわかる。

このことは、三章の料金の提示方法に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった料金の提示方法に関する情報を公開しにくい理由を見る。

料金の提示方法に関する情報を公開しにくい理由として、表 4-18 のようなことがあった。

表 4-18 料金の提示方法について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 30 社

<p>廃棄物によって変化するため(15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産廃は距離、状態により収運手数料が異なるため、標準価格設定が困難。</li> <li>・ 収集運搬では都度状況が異なる為(産廃の種類及び距離、搬入先の処分場の受け入れ料金にも左右される為、当社では都度の見積りとしている。</li> <li>・ 取扱い品目が廃棄物であり、製品のように一定の性状・形状を呈していないため、個別に見積もる必要があるため</li> <li>・ 廃棄物の処理料金は同一物質でも、状態により大きく変わりますが、そこまで詳細に多品目にわたり明記できないため。</li> </ul>
<p>顧客によって変化するため(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客により金額が変わる可能性があるため、一概に伝えるにくい</li> <li>・ 排出事業者により処理単価は違います。それは御付合いの長さや深さ、回収頻度により数字だけでは表せない部分が多いからです。</li> <li>・ 例外の料金設定について公開しづらい</li> </ul>
<p>情報漏洩の一面がある(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕入価格を大手競合会社に知られると大手の同業者に高い価格で仕入れをされてしまうため、中小企業に原材料が入らなくなってしまう。原材料の仕入価格を同業者に知られることは経営上非常にこまることである。</li> <li>・ 同業他社に弊社の処理料金に関する情報を与えることになるため、弊社では公開していない。</li> </ul>
<p>料金だけで判断されるため(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定まっている料金表を掲示しているが、電話等での問合せのような時期・頻度・量・廃棄物の状態などの協議が無いままに判断される恐れがある。</li> <li>・ 安価がベストと言う考えになる為。</li> </ul>
<p>フォーマットについて(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワード並びにエクセルによる貼り付けが可能ならば、もっと見やすくなる。</li> </ul>
<p>値下げ交渉があるため(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開したことにより、値下げの材料になりやすい。</li> </ul>

〔結果と考察〕

表 4-18 から、料金の提示方法の項目に関して、情報を公開しにくいさまざまな問題点があることがわかる。その中でも、意見が多かった問題点は、顧客によって、また廃棄物によって料金が増えるため一概には、料金を提示することはできないということである。

料金の提示方法の項目で、具体的な料金表、料金算定式を示した方が排出事業者にとっては安心ではあるが、実際にそれを行うことが困難であるということがわかる。

処理業者が料金に関する情報を公開することのデメリットは、同業他社には、自社の処理料金に関する情報を与えることになるということ。排出事業者には、料金に関する情報を公開することで、値下げ交渉に利用されたり、処理業者を優良か否かの判断ではなく、料金が安価であるか否かで選択される恐れがあるということである。

以上のさまざまな問題点から、評価項目の中でも、情報公開することが困難な項目であることがわかる。

フォーマットに関しては、ワード並びにエクセルによる貼り付けが可能ならば、もっと見やすく又多くの方が開示すると思われるという改善案があった。

#### 4-7-6 社内組織体制

##### 4-7-6-1 社内組織

社内組織に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問 10.社内組織に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-19 に示す。

表 4-19 社内組織の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	社内組織
1.とても公開しやすい	15 / 81社 = 18.5%
2.やや公開しやすい	11 / 81社 = 13.6%
3.普通	51 / 81社 = 63.0%
4.やや公開しにくい	3 / 81社 = 3.7%
5.とても公開しにくい	0
該当せず	0
無回答	1 / 81社 = 1.2%

#### 〔結果と考察〕

表 4-19 から、普通 63.0%、とても公開しやすい 18.5%、やや公開しやすい 13.6%と社内組織に関する情報は比較的情報公開しやすいことがわかる。

このことは、三章の社内組織に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった社内組織に関する情報を公開しにくい理由を見る。

社内組織に関する情報を公開しにくい理由として、表 4-20 のようなことがあがった。

表 4-20 社内組織について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 3 社

・ 相関関係が不明( 1 )
・ 競合会社に知られたくない( 1 )
フォーマットについて( 1 )
・ 画像を貼り付ける場合、ワード並びにエクセルによる貼り付けが可能ならば、もっと見やすく又多くの方が開示すると思われれます。

#### 〔結果と考察〕

表 4-20 から、社内組織の情報を公開しにくい理由として、相関関係が不明という意見があった。

相関関係が不明とは、処理業者の優良性を評価する制度において社内組織を公開していることが必ずしも優良業者であることと結びつかないということであると考えられる。

確かに、情報を公開している業者が優良業者とは限らないが、社内組織の情報をしっかりと公開している業者の方が、総じて優良業者である可能性は高い。そして、排出事業者から選ばれやすくなるというメリットがある。

根本的な話だが、信頼できる良質なサービスを売るビジネスとしては、これらの情報を公開することは当然のことであり、それがなされていなかったこと自体が問題であるとする。

#### 4-7-6-2 環境保全技術に関する資格取得状況

環境保全技術に関する資格取得状況に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問 11.環境保全技術に関する資格取得状況に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-21 に示す。

表 4-21 環境保全技術に関する資格取得状況の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	環境保全技術に関する資格取得状況
1.とても公開しやすい	20 / 81社 = 24.7%
2.やや公開しやすい	8 / 81社 = 9.9%
3.普通	43 / 81社 = 53.1%
4.やや公開しにくい	8 / 81社 = 9.9%
5.とても公開しにくい	0
該当せず	0
無回答	2 / 81社 = 2.5%

#### 〔結果と考察〕

表 4-21 から、普通 53.1%、とても公開しやすい 24.7%と環境保全技術に関する資格取得状況についての情報は比較的情報公開しやすいことがわかる。

このことは、三章の環境保全技術に関する資格取得状況についての情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった環境保全技術に関する資格取得状況についての情報を公開しにくい理由を見る。

環境保全技術に関する資格取得状況についての情報を公開しにくい理由として、表 4-22 のようなことがあがった。

表 4-22 環境保全技術に関する資格取得状況について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 8 社

フォーマットについて(3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ある程度フォーム（一覧表のような）を作っておいて欲しい。</li> <li>・ フォーマットを作って記入できるようにした方が必要な資格があるのか無いのかすぐ判るので良いと思います。今のやり方だと、必要の無い資格を沢山記入した方が見栄えがして優良っぽく見えることへの懸念があります。</li> <li>・ 様々な資格が存在するため、ある程度限定して開示し該当するかのみをチェックしてはどうか？均等性がとれるのでは？</li> </ul>
記載すべき内容があいまい(2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どこまでが関する資格かの判断に個人差がある</li> <li>・ 環境保全技術に関する資格の定義がはっきりしない</li> </ul>
更新について(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更の都度更新しなければならないため</li> </ul>
情報漏洩の一面がある(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格種類と許可品目、許可施設からこれから先にどのような施設導入を考えてるか他社から推測できるから。</li> </ul>
資格取得が困難である(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての法律を網羅するような資格取得は中小企業には難しい。</li> </ul>

〔結果と考察〕

表 4-22 から、環境保全技術に関する資格取得状況について情報公開しにくい様々な問題点があることがわかる。その中の記載すべき内容があいまいであるということと、更新しなければならないということについて改善案を述べる。

これら処理業者が考える問題点 2 つを、同時に解決できるであろう改善案が意見としてあがっている。それはフォーマットを作ることである。フォーマットを作ること、どのような資格を取得したことを情報として公開すれば優良なのかということがわかりやすくなり、均等性がとれるのではないかと考える。また、フォーマットを作ること、処理業者が情報を公開する際の作業量が減ることが期待される。ただ、資格といったようなものは一般化することが難しいので、自由記述欄は設ける必要があるだろう。

#### 4-7-6-3 産業廃棄物関係講習会の受講状況

産業廃棄物関係講習会の受講状況に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問 12.産業廃棄物関係講習会の受講状況に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-23 に示す。

表 4-23 産業廃棄物関係講習会の受講状況の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	産業廃棄物関係講習会の受講状況
1.とても公開しやすい	20 / 81社 = 24.7%
2.やや公開しやすい	10 / 81社 = 12.3%
3.普通	44 / 81社 = 54.3%
4.やや公開しにくい	7 / 81社 = 8.6%
5.とても公開しにくい	0
該当せず	0
無回答	0

#### 〔結果と考察〕

表 4-23 から、普通 54.3%、とても公開しやすい 24.7%、やや公開しやすい 12.3%と産業廃棄物関係講習会の受講状況に関する情報は比較的情報公開しやすいことがわかる。

このことは、三章の産業廃棄物関係講習会の受講状況に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった産業廃棄物関係講習会の受講状況に関する情報を公開しにくい理由を見る。

産業廃棄物関係講習会の受講状況の情報を公開しにくい理由として、表 4-24 のようなことがあがった。

表 4-24 産業廃棄物関係講習会の受講状況について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 6 社

記載すべき内容があいまい(2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連か否かの判断に個人差がある</li> <li>・ 記載方法がはっきりしない</li> </ul>
フォーマットについて(2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーマットを作って記入できるようにした方が必要な講習会があるのか無いのかすぐ判るので良いと思います。今のやり方だと、必要の無い講習会を沢山記入した方が見栄えがして優良っぽく見えることへの懸念があります。</li> <li>・ 様々な講習会が存在するため、ある程度限定して開示し該当するかのみをチェックしてはどうか？均等性がとれるのでは？</li> </ul>
行政によって対応が異なる(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各該当行政によって、記入基準が異なる為。</li> </ul>
更新について(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更の都度更新しなければならないため</li> </ul>

〔結果と考察〕

産業廃棄物関係講習会の受講状況について情報公開しにくい様々な問題点があることがわかる。その中の産業廃棄物関係講習会の受講状況の項目に関して、どこまでの情報を公開すれば良いのかということ、変更の都度更新しなければならないということについて改善案を述べる。

これら処理業者が考える問題点 2 つを、同時に解決できるであろう改善案が意見としてあがっている。それはフォーマットを作ることである。フォーマットを作ること、どのような講習会を受講したことを情報として公開すれば優良なのかということがわかりやすくなり、均等性がとれるのではないかと考える。また、フォーマットを作ること、処理業者が情報を公開する際の作業量が減ることが期待される。ただ、講習会といったようなものは一般化することが難しいので、自由記述欄は設ける必要があるだろう。

#### 4-7-7 地域融和

地域融和に関して、評価制度での情報公開のしやすさについて質問をした。

問 13.地域融和に関して、「評価制度での情報公開」のしやすさをお教えてください。

回答結果を表 4-25 に示す。

表 4-25 地域融和の情報公開のしやすさ

「評価制度での情報公開」のしやすさについて	地域融和
1.とても公開しやすい	19 / 81社 = 23.5%
2.やや公開しやすい	7 / 81社 = 8.6%
3.普通	52 / 81社 = 64.2%
4.やや公開しにくい	2 / 81社 = 2.5%
5.とても公開しにくい	0
該当せず	0
無回答	1 / 81社 = 1.2%

#### 〔結果と考察〕

表 4-25 から、普通 64.2%、とても公開しやすい 23.5%と地域融和に関する情報は比較的情報公開しやすいことがわかる。

このことは、三章の地域融和に関する情報公開の有無からわかったことと、一致している。

このことを踏まえて、アンケート調査で明らかになった地域融和に関する情報を公開しにくい理由を見る。

地域融和の情報を公開しにくい理由として、表 4-26 のようなことがあがった。

表 4-26 地域融和について情報公開しにくい理由

( )内の数字は回答数を示す。回答企業 2 社

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民には偏見を持っている住民があり、その対応に難しさを感じている。(1)</li> </ul>
<p>フォーマットについて(1)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な取り組みが存在するため、ある程度限定して開示し該当するかのみをチェックしてはどうか？均等性がとれるのでは？</li> </ul>

〔結果と考察〕

- ・ 地域住民には偏見を持っている住民があり、その対応に難しさを感じている。

この意見から、地域住民が偏見を抱いている対象は、特定の処理業者自体に対してなのか、それとも廃棄物・リサイクル業界全体に対してなのかということが考えられる。

処理業者自体に対してならば、業者は偏見を持たれている現状を少しでも改善するために、今以上に情報公開や地域とのコミュニケーションに積極的に取り組む必要がある。排出事業者だけではなく一般の人達にも、廃棄物処理の実態について理解を深めていただくことが重要である。

廃棄物・リサイクル業界全体に対してならば、この業界は有望な業界なのに、世間的にはあまり評価されず、マスコミ的には不法投棄で悪いイメージばかりがついているので、根本的に業界自体のイメージを向上する必要がある。評価制度のメディアによる一般社会への宣伝が必要であるかもしれない。

- ・ 様々な取り組みが存在するため、ある程度限定して開示し該当するかのみをチェックしてはどうか？均等性がとれるのでは？

確かに、チェックリストを設け、その他に行っている取り組みという欄を設けさえすれば、処理業者にとっては、どこまでを情報公開すれば良いのかということがわかりやすく、また情報を公開する際の作業の簡略化にもつながるのではないだろうか。

#### 4-8 クロス集計

以下ではアンケート調査で明らかになった、情報公開のしやすさへの認識の項目間ごとにクロス集計を行った。また項目によっては、情報公開のしやすさへの認識と同じくアンケート調査で明らかになった情報公開の有無・予定のクロス集計を行った。

下の表 4-27 は財務諸表と処理の実績の、情報公開のしやすさへの認識をクロス集計したものである。このクロス集計によって、処理の実績と財務諸表ともに、情報公開しにくい理由としてあがっていた「処理の実績と財務諸表から処理単価がわかる」ということがアンケート結果にどう影響しているのかを調べる。

表 4-27 財務諸表と処理の実績の情報公開のしやすさへの認識、クロス集計(件数)

財務諸表 \ 処理の実績	処理の実績					
	公開しやすい	普通	公開しにくい	該当せず	無回答	計
公開しやすい	12	3	1	1	1	18
普通	0	26	6	2	1	35
公開しにくい	4	10	11	0	1	26
該当せず	0	1	0	0	0	1
無回答	0	1	0	0	0	1
計	16	41	18	3	3	

表 4-27 から、処理の実績と財務諸表ともに、情報公開しにくいと答えた業者は 11 社あった。これは、アンケート回答業者の 13.6%にあたる。あまり高い値だとは言えないが、処理の実績と財務諸表をともに情報公開することで、処理単価が他社に知られてしまうということを懸念している業者がいると考えられる。

また、処理の実績と財務諸表の項目に関して、どちらか一方でも情報公開しにくいと答えた業者は全部で 33 社あった。これは、アンケート回答業者の 40.7%にあたり、かなり高い値だと言える。このことは、どちらか一方の項目を情報公開しなければ、処理単価が他社に知られることはないということが影響しているのかもしれない。

下の表 4-28 は、最終処分までの処理工程と事業場の処理工程図の情報公開のしやすさへの認識をクロス集計したものである。このクロス集計によって、最終処分までの処理工程と事業場の処理工程図ともに、情報公開しにくい理由としてあがっていた「他社に自社のノウハウが知られる」ということがアンケート結果にどう影響しているのかを調べる。

表 4-28 最終処分までの処理工程と事業場の処理工程図の情報公開のしやすさへの認識、クロス集計(件数)

最終処分までの 処理工程 事業場の 処理工程図	公開しやすい	普通	公開しにくい	該当せず	無回答	計
公開しやすい	14	2	1	0	0	17
普通	1	37	4	0	2	44
公開しにくい	0	1	9	0	0	10
該当せず	0	0	0	5	1	6
無回答	0	0	0	0	4	4
計	15	40	14	5	7	

表 4-28 から、最終処分までの処理工程と事業場の処理工程図ともに、情報公開しにくいと答えた業者は9社あった。これは、アンケート回答業者の 11.1%にあたる。あまり高い値だとは言えないが、最終処分までの処理工程と事業場の処理工程図ともに情報公開することで、自社のノウハウが他社に知られてしまうということを懸念している業者がいると考えられる。

また、どちらの項目に関しても、該当せずと無回答が比較的多かったのは、アンケート回答業者に収集運搬業のみで産業廃棄物処理施設を有していない業者がおられることが影響していると考えられる。

下の表 4-29 は、料金の提示方法の項目に関して、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定をクロス集計したものである。このクロス集計によって、情報公開しにくいという認識が高かった料金の提示方法の項目に関して、詳しく調べる。

表 4-29 料金の提示方法の、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定、クロス集計(件数)

料金の提示方法	すでに公開している	今後、公開していく予定	今後、公開していく予定はない	該当せず	無回答	計
公開しやすい	14	0	0	0	0	14
普通	31	1	1	0	0	33
公開しにくい	22	1	7	0	2	32
該当せず	0	0	0	0	0	
無回答	1	1	0	0	0	2
計	68	3	8	0	2	

表 4-29 から、料金の提示方法の項目に関して、情報公開しにくい、すでに情報公開していると答えた業者は、22 社あった。これは、アンケート回答業者の 27.2%にあたり、比較的高い値だと言える。このことから、料金の提示方法の項目は、情報公開しにくいという認識が高いながらも、すでに情報公開している業者が多いということがわかる。

この理由として考えられることは、見積書によるという記載が情報公開の 1 つとして認められているからであるということがあがる。料金の提示方法の情報公開しにくい主な理由は、顧客によって、また廃棄物によって料金が増えるため一概には、料金を提示することはできないということであったが、見積書によるという記載をすることで料金の提示方法の項目に関しては、情報公開に適合となるのである。

また注目すべきは、料金の提示方法は情報公開しにくいと答え、今後、情報公開をしていく予定もないと答えた業者が 7 社もあったということである。今後、情報公開していく予定がないということは、評価制度の適合業者を目指していないということになる。評価制度に取り組む処理業者の中には、まずは評価制度の様子見をしている状況にある業者があるということが考えられる。

下の表 4-30 は、財務諸表の項目に関して、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定をクロス集計したものである。このクロス集計によって、情報公開しにくいという認識が高かった財務諸表の項目に関して、詳しく調べる。

表 4-30 財務諸表の、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定、クロス集計(件数)

財務諸表	すでに公開している	今後、公開していく予定	今後、公開していく予定はない	該当せず	無回答	計
公開しやすい	18	0	0	0	0	18
普通	34	0	1	0	0	35
公開しにくい	17	1	6	2	0	26
該当せず	0	0	1	0	0	1
無回答	1	0	0	0	0	1
計	70	1	8	2	0	

表 4-30 から、財務諸表の項目に関して、情報公開しにくいと回答した業者は、17 社あった。これは、アンケート回答業者の 21.0%にあたり、比較的高い値だと言える。このことから、財務諸表の項目は、情報公開しにくいという認識が高いながらも、すでに情報公開している業者が多いということがわかる。

このことは、すでに情報公開している業者も、財務諸表の項目を情報公開する前には、困難な判断を余儀なくされたということを示しているのではないかと考えられる。

また注目すべきは、財務諸表は情報公開しにくいと答え、今後、情報公開をしていく予定もないと答えた業者が 6 社もあったということである。今後、情報公開していく予定がないということは、評価制度の適合業者を目指していないということになる。評価制度に取り組む処理業者の中には、まずは評価制度の様子見をしている状況にある業者があるということが考えられる。

下の表 4-31 は、処理の実績の項目に関して、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定をクロス集計したものである。このクロス集計によって、情報公開しにくいという認識が高かった処理の実績の項目に関して、詳しく調べる。

表 4-31 処理の実績の、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定、クロス集計(件数)

処理の実績	すでに公開している	今後、公開していく予定	今後、公開していく予定はない	該当せず	無回答	計
公開しやすい	15	1	0	0	0	16
普通	34	3	2	0	2	41
公開しにくい	14	2	2	0	0	18
該当せず	1	0	0	2	0	3
無回答	0	0	0	0	3	3
計	64	6	4	2	5	

表 4-31 から、処理の実績の項目に関して、今後公開していく予定と答えた業者は全体で 6 社あった。今後、公開していく予定はないと答えた業者も全体で 4 社あったが、処理業者にとって、処理の実績は、比較的、前向きに取り組まれている項目であることがわかる。

下の表 4-32 は、処理施設の維持管理に関する記録の項目に関して、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定をクロス集計したものである。このクロス集計によって、情報公開されていない割合が高かった処理施設の維持管理に関する記録の項目に関して、詳しく調べる。

表 4-32 処理施設の維持管理に関する記録の、情報公開のしやすさへの認識と情報公開の有無・予定、クロス集計(件数)

処理施設の維持 管理に関する記録	すでに公開 している	今後、公開し ていく予定	今後、公開し ていく予定は ない	該当せず	無 回 答	計
公開しやすい	10	3	0	0	0	13
普通	31	5	6	0	3	45
公開しにくい	1	1	0	1	0	3
該当せず	2	0	1	3	2	8
無回答	3	0	2	0	7	12
計	47	9	9	4	12	

表 4-32 から、処理施設の維持管理に関する記録は、情報公開しにくい認識はあまりないが、情報公開している業者は少ないということがわかる。

そして、今後、公開していく予定がない業者は 9 社あった。今後、情報公開していく予定がないということは、評価制度の適合業者を目指していないということになる。評価制度に取り組む処理業者の中には、まずは評価制度の様子見をしている状況にある業者があるということが考えられる。

また、どちらの項目に関しても、該当せずと無回答が比較的多かったのは、アンケート回答業者に収集運搬業のみで産業廃棄物処理施設を有していない業者がおられることが影響していると考えられる。

#### 4-9 まとめ

本章では、処理業者の「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由を明らかにするため、アンケート調査を実施した。本章で明らかになったことを以下にまとめる。

下の表 4-33 は本章で明らかになった情報公開しやすい割合を高い順に、並べたものである。また、情報公開しやすい割合を、10～20%、20～30%、30～40%、40～50%の4段階の割合に分類した。

表 4-33 各評価項目の情報公開しやすい割合

	各評価項目	情報公開しやすい割合
40～50%	会社情報	40.7%
30～40%	産業廃棄物関係講習会の受講状況	37.0%
	環境保全技術に関する資格取得状況	34.6%
	許可の内容	32.1%
	社内組織	32.1%
	地域融和	32.1%
20～30%	事業の用に供する施設の概要	24.7%
	財務諸表	22.2%
	事業場の処理工程図	21.0%
10～20%	処理の実績	19.7%
	最終処分までの処理工程	18.5%
	料金の提示方法	17.2%
	処理施設の維持管理に関する記録	16.0%

表 4-33 から、情報公開しやすい割合が高かった項目を見ると、会社情報、産業廃棄物関係講習会の受講状況や環境保全技術に関する資格取得状況などの組織体制といった形式的に情報を公開できる項目が目立った。

この結果は、ネット調査で明らかになった評価制度における、各評価項目への処理業者の情報開示の状況と一致している。処理業者の情報公開しやすいという認識が、情報開示ありの割合にそのまま反映していることがわかる。

下の表 4-34 は本章で明らかになった情報公開しにくい割合を高い順に、並べたものである。また、情報公開しにくい割合を、0～10%、10～20%、20～30%、30～40%の4段階の割合に分類した。

表 4-34 各評価項目の情報公開しにくい割合

	各評価項目	情報公開しにくい割合
30～40%	料金の提示方法	34.5%
	財務諸表	32.1%
20～30%	処理の実績	22.2%
10～20%	許可の内容	17.3%
	最終処分までの処理工程	17.3%
	事業の用に供する施設の概要	16.0%
	事業場の処理工程図	12.3%
0～10%	環境保全技術に関する資格取得状況	9.9%
	産業廃棄物関係講習会の受講状況	8.6%
	会社情報	7.4%
	処理施設の維持管理に関する記録	3.7%
	社内組織	3.7%
	地域融和	2.5%

表 4-34 から、情報公開しにくい割合が高かった項目を見ると、料金の提示方法、財務諸表、処理の実績といった項目があることがわかる。これらの項目の公開しにくい理由として共通していることは、同業他社に対し、情報漏洩の一面を持っているということである。本来、評価制度における情報公開の対象は、排出事業者であるはずなのに、処理業者は同業他社への情報漏洩の危険性を心配している。このことは、評価制度の目的とは矛盾している。

評価制度において、同業他社に情報漏洩するというリスク以上のメリットが処理業者にはあるのかが疑問である。

結局のところ、排出事業者がどれだけ、この評価制度のことを理解し、利用しているのかということが処理業者にとっては重要である。

下の表 4-35 は、本章のアンケート調査で明らかになった情報公開しやすい割合に、三章で明らかになった情報開示ありの割合を各評価項目ごとに対応させたものである。

注)・表 4-35 の情報公開しやすい割合とは、アンケート調査で明らかになった情報公開のしやすさの中の、とても公開しやすいとやや公開しやすいの割合を合計したものである。

表 4-35 各評価項目の情報公開しやすい割合と情報開示ありの割合の比較

	情報公開しやすい割合	情報開示あり
会社情報	40.7% (1位)	96.7% (1位)
産業廃棄物関係講習会の受講状況	37.0% (2位)	80.0% (2位)
環境保全技術に関する資格取得状況	34.6% (3位)	72.8% (3位)
地域融和	32.1% (4位)	70.8% (4位)
許可の内容	32.1% (4位)	69.9% (6位)
社内組織	32.1% (4位)	69.8% (7位)
事業の用に供する施設	24.7% (7位)	70.3% (5位)
財務諸表	22.2% (8位)	66.1% (8位)
事業場の処理工程図	21.0% (9位)	48.7% (9位)
処理の実績	19.7% (10位)	33.3% (11位)
最終処分までの処理工程	18.5% (11位)	32.1% (12位)
料金の提示方法	17.2% (12位)	46.7% (10位)
処理施設の維持管理に関する記録	16.0% (13位)	23.1% (13位)

表 4-35 から、本章で明らかになった情報公開しやすい割合と三章で明らかになった情報開示ありの割合がほぼ順当に対応していることがわかる。このことから、処理業者の情報公開しやすいという認識が、情報開示ありの割合にそのまま反映しているということがわかる。

下の表 4-36 は、本章のアンケート調査で明らかになった情報公開しにくい割合に、三章で明らかになった情報開示なしの割合を各評価項目ごとに対応させたものである。

注)・表 4-36 の情報公開しにくい割合とは、アンケート調査で明らかになった情報公開のしやすさの中の、とても公開しにくいとやや公開しにくいの割合を合計したものである。

表 4-36 各評価項目の情報公開しにくい割合と情報開示なしの割合の比較

	情報公開しにくい割合	情報開示なし
料金の提示方法	34.5% (1位)	53.3% (4位)
財務諸表	32.1% (2位)	33.9% (6位)
処理の実績	22.2% (3位)	66.7% (3位)
最終処分までの処理工程	17.3% (4位)	67.9% (2位)
許可の内容	17.3% (4位)	30.1% (8位)
事業の用に供する施設	16.0% (6位)	29.7% (9位)
事業場の処理工程図	12.3% (7位)	51.3% (5位)
環境保全技術に関する資格取得状況	9.9% (8位)	27.2% (11位)
産業廃棄物関係講習会の受講状況	8.6% (9位)	20.0% (12位)
会社情報	7.4% (10位)	3.3% (13位)
処理施設の維持管理に関する記録	3.7% (11位)	76.9% (1位)
社内組織	3.7% (11位)	30.2% (7位)
地域融和	2.5% (13位)	29.2% (10位)

表 4-36 から、本章で明らかになった情報公開しにくい割合と三章で明らかになった情報開示なしの割合が、表 4-35 の各評価項目の情報公開しやすい割合と情報開示ありの割合の比較に比べれば、あまり対応していないことがわかる。処理業者の情報公開しにくいという認識が、情報開示なしの割合にあまり反映していないということがわかる。

比較してみて、特に違いが見られた項目には、処理施設の維持管理に関する記録の項目がある。この項目に関して、アンケート結果より情報公開しにくいという認識は特に見受けられないが、実際のところ最も情報公開なされていない項目である。

このことはアンケート回答業者に、収集運搬業のみで産業廃棄物処理施設を有していない業者があるということが1つ理由であると考えられる。

下の表 4-37 は、さらに、処理業者の情報公開しやすいという認識と実際の情報開示の状況がどう対応しているのを見るために、アンケート回答業者の情報公開しやすい割合と情報開示ありの割合を各評価項目ごとに対応させたものである。

表 4-37 アンケート回答業者の情報公開しやすい割合と情報開示ありの割合の比較

各評価項目	情報公開しやすい割合	アンケート回答業者の情報開示ありの割合
会社情報	40.7% (1位)	98.8% (1位)
産業廃棄物関係講習会の受講状況	37.0% (2位)	92.6% (2位)
環境保全技術に関する資格取得状況	34.6% (3位)	90.1% (3位)
地域融和	32.1% (4位)	90.1% (3位)
社内組織	32.1% (4位)	86.4% (5位)
許可の内容	32.1% (4位)	77.4% (8位)
事業の用に供する施設の概要	24.7% (7位)	83.5% (7位)
財務諸表	22.2% (8位)	83.6% (6位)
事業場の処理工程図	21.0% (9位)	66.7% (9位)
処理の実績	19.7% (10位)	45.7% (11位)
最終処分までの処理工程	18.5% (11位)	43.8% (12位)
料金の提示方法	17.2% (12位)	54.3% (10位)
処理施設の維持管理に関する記録	16.0% (13位)	29.0% (13位)

表 4-37 から、アンケート回答業者の情報公開しやすい割合と情報開示ありの割合が、ほぼ順当に対応していることがわかる。会社情報、組織体制といった情報公開しやすい認識の項目は、実際に情報開示がなされていることがわかる。

下の表 4-38 は、さらに、処理業者の情報公開しにくいという認識と実際の情報開示の状況がどう対応しているのか見るために、アンケート回答業者の情報公開しにくい割合と情報開示なしの割合を各評価項目ごとに対応させたものである。

表 4-38 アンケート回答業者の情報公開しにくい割合と情報開示なしの割合の比較

各評価項目	情報公開しにくい割合	アンケート回答業者の情報開示なしの割合
料金の提示方法	34.5% (1位)	45.7% (4位)
財務諸表	32.1% (2位)	16.4% (7位)
処理の実績	22.2% (3位)	54.3% (3位)
最終処分までの処理工程	17.3% (4位)	56.2% (2位)
許可の内容	17.3% (4位)	22.6% (6位)
事業の用に供する施設の概要	16.0% (6位)	16.5% (8位)
事業場の処理工程図	12.3% (7位)	33.3% (5位)
環境保全技術に関する資格取得状況	9.9% (8位)	9.9% (10位)
産業廃棄物関係講習会の受講状況	8.6% (9位)	7.4% (12位)
会社情報	7.4% (10位)	1.2% (13位)
処理施設の維持管理に関する記録	3.7% (11位)	71.0% (1位)
社内組織	3.7% (11位)	13.6% (9位)
地域融和	2.5% (13位)	9.9% (10位)

表 4-38 から、アンケート回答業者の情報公開しにくい割合と情報開示なしの割合があまり対応していないことがわかる。

比較してみて、特に違いが見られた項目には、財務諸表・処理施設の維持管理に関する記録などの項目があった。

まず財務諸表の項目について、この項目はアンケート回答業者にとって情報公開しにくいという認識ではあるが、実際には情報公開している割合が高いという状況である。

このことから、処理業者は情報公開しにくい認識があるからといって、実際に情報公開しないというわけではないということがわかる。

また、財務諸表は情報公開しにくい項目ではあるが、処理業者は排出事業者に信頼されることを目指し、積極的に取り組んでいる項目であるということがわかる。

次に処理施設の維持管理に関する記録について、この項目はアンケート結果より情報公開しにくいという認識は特に見受けられないが、実際のところ最も情報公開なされていない項目である。このことはアンケート回答業者に、収集運搬業のみで産業廃棄物処理施設を有していない業者があるということが1つ理由であると考えられる。

下の表 4-39 はアンケートに回答していただいた業者がどういったところなのかを明らかにするために、三章で明らかになった産廃情報ネットの情報開示ありの割合とアンケート回答業者の情報開示ありの割合を各評価項目ごとに対応させたものである。

表 4-39 産廃情報ネットとアンケート回答業者の情報開示ありの割合の比較

	情報開示あり	アンケート回答業者 の情報開示ありの割合
会社情報	96.7% (1位)	98.8% (1位)
産業廃棄物関係講習会の受講状況	80.0% (2位)	92.6% (2位)
環境保全技術に関する資格取得状況	72.8% (3位)	90.1% (3位)
地域融和	70.8% (4位)	90.1% (3位)
事業の用に供する施設	70.3% (5位)	83.5% (7位)
許可の内容	69.9% (6位)	86.4% (5位)
社内組織	69.8% (7位)	77.4% (8位)
財務諸表	66.1% (8位)	83.6% (6位)
事業場の処理工程図	48.7% (9位)	66.7% (9位)
料金の提示方法	46.7% (10位)	54.3% (10位)
処理の実績	33.3% (11位)	45.7% (11位)
最終処分までの処理工程	32.1% (12位)	43.8% (12位)
処理施設の維持管理に関する記録	23.1% (13位)	29.0% (13位)

表 4-39 から、アンケート回答業者の情報開示ありの割合が、産廃情報ネットの情報開示ありの割合よりすべての項目において高いことがわかる。このことから、アンケートにお答えいただいた業者は、評価制度に取り組んでいる業者の中でも、積極的に取り組んでいる優良業者であるということがわかる。対応関係には、さほど違いは見られなかった。